

島根県立中央病院における公的研究費に関する不正防止計画

平成30年1月9日策定

島根県立中央病院における公的研究費の取扱いに関し、適正に運営及び管理を行い、また不正使用を未然に防止するため、島根県立中央病院における公的研究費の運営・管理に関する規程第7条に基づき、当院の不正防止計画を策定する。

なお、本計画は内部監査等の結果を踏まえ、適宜計画の見直しを行う。

	不正を発生させる要因等	不正防止計画
責任体系	病院内の責任体系についての認識が不足している。	院内の責任体系を規程により明確にし、院内外に周知する。
		各責任者が適切な判断が適宜下せるよう、公的研究費に係る報告、連絡、相談を密に行う。
意識	公的研究費の研究資金が公金であるという意識が希薄である。	当院における公的研究費の諸規程の周知を行う。
		コンプライアンス教育を通じて、公的研究費の仕組みを理解させる。
		コンプライアンス教育を通じて、不正使用は分限、懲戒の対象になることを理解させる。
	研究者としてのモラルが不十分である。	CITI Japanのe-learningの履修などの研修を受けさせる。
事務職員としての順法意識が不十分である。	会計事務担当を対象とした会計事務関係研修などを受けさせる。	
運用	公的研究費の使用に関するルール理解が不十分である。	公的研究費の運営・管理に関する分かりやすいマニュアルを作成し、周知を図る。
	業者と研究者が癒着している。	業者への発注は事務職員で行い、研究者が直接業者とやり取りしない仕組みを作る。
	物品等の検収確認が不十分である。	財務規程に基づき検収を行う。特に成果物のない特殊な役務は、検収担当者が立ち会うなど実効性のある検収確認を行う。
	旅行の事実確認が不十分である。	用務内容、日時、出張先等が明らかとなる書類や旅行に伴う領収書等の提出を義務付ける。
	公的研究費の口座管理が不十分である。	企業出納員により公的研究費の口座管理を行う。
相談窓口	公的研究費の使用に係る疑問を解決しないままにする。	相談窓口を規程により定め、院内外に周知する。
		コンプライアンス教育を通じて、相談窓口の利用を呼び掛ける。
通報窓口	不正使用の事実を知った際の通報窓口がわからない。	島根県が定める公益通報制度について、院内外に周知する。
		コンプライアンス教育を通じて、公益通報制度を理解させる。
モニタリング	不正防止計画が的確に実行されているのか確認が不十分である。	財務規程に定める手続きにより支出を行うとともに、島根県監査委員会による監査を受ける。 監査等の結果をコンプライアンス教育の一環として院内周知を行い、監査の指摘については再発防止を徹底する。